



第 31 回

手形・小切手について(2)

約束手形の基本的な行為と手形のメリットについて、説明します。

手形の振出・裏書・支払

手形の「振出」は、約束手形を作成してこれを受取人に交付する行為で、手形に記載された金額の支払義務の負担を目的とする手形行為です。

「裏書」は、手形を他の人に譲渡するために、手形の裏側に記名押印する行為です。支払期日まで待って支払いを受けても良いのですが、その前に早く資金化したい場合や同手形を他の債務の支払に充てたい場合に、裏書が行われます。

この行為は、裏書譲渡された人がさらに他の人に裏書をして、手形を転々譲渡させることができます。

手形の支払期日到来前に資金が必要になることがあります。その場合、手形を第三者に裏書

手形割引

人による呈示したのと同じ効力を有することになります。そうすれば、振出人に対する手形の裏側に手形金の取立を委任し、手形交換所に手形が呈示されることになります。

手形の裏面に記載された金額の支払義務の負担を目的とする手形行為です。

「裏書」は、手形を他の人に譲渡するために、手形の裏側に記名押印する行為です。支払期日まで待って支払いを受けても良いのですが、その前に早く資金化したい場合や同手形を他の債務の支払に充てたい場合に、裏書が行われます。

この行為は、裏書譲渡された人がさらに他の人に裏書をして、手形を転々譲渡させることができます。

手形の裏面に記載された金額の支払義務の負担を目的とする手形行為です。

「裏書」は、手形を他の人に譲渡するために、手形の裏側に記名押印する行為です。支払期日まで待って支払いを受けても良いのですが、その前に早く資金化したい場合や同手形を他の債務の支払に充てたい場合に、裏書が行われます。

手形の裏面に記載された金額の支払義務の負担を目的とする手形行為です。

「支払」は、手形所持人が手形提出人に対し、手形を呈示してすることになります。なお、通常は、手形所持人が取引銀行に手形金の取立を委任し、手形交換所に手形が呈示されることになります。そうすれば、振出人による呈示したのと同じ効力を有することになります。

銀行に裏書譲渡して、支払期日前に現金化してもらうことがで手形の裏面に記載された金額の支払義務の負担を目的とする手形行為です。

「支払」は、手形所持人が手形提出人に対し、手形を呈示してすることになります。なお、通常は、手形所持人が取引銀行に手形金の取立を委任し、手形交換所に手形が呈示されることになります。そうすれば、振出人による呈示したのと同じ効力を有することになります。

一般債権(売掛金など)に比しての手形のメリット

手形の裏面に記載された金額の支払義務の負担を目的とする手形行為です。

- 契約書
- 債権回収
- 労務問題
- 知的財産
- 倒産・再生
- 顧問契約

企業法務専門サイトあります
<http://www.hiroshima-kigyo.com>

所長 山下江

検索

予約電話受付
年中無休
7~24 時



相談予約専用
フリーダイヤル
0120-7834-09

◆相談料: 30 分 5,000 円 ◆債務整理相談料無料
◆交通事故初回 1 時間相談料無料

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-0695



山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office
中四国最大級! 機動力と総合力で企業トラブルを解決!

お気軽にご相談ください